

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)・

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団ティース・
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他・
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用・
- (2) 事務所の所在地 広島市中区中町6番30号・
- (3) 設立認可年月日 平成 6年 5月 27日・
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 6月 6日・

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所・	医療法人社団 ティース・ プラザ歯科・	広島市中区中町6番30号・ 広テレプラザ2階・	0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 該当無し
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 該当無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
令和3年8月24日 決算承認
令和4年6月26日 収支予算及び事業計画承認

以上

様式 2

法人名 医療法人社団ティース
 所在地 広島市中区中町6番30号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年6月30日現在)

1. 資 産 額 31,145 千円
 2. 負 債 額 40,659 千円
 3. 純 資 産 額 △ 9,514 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,479
B 固 定 資 産	21,665
C 資 産 合 計 (A+B)	31,145
D 負 債 合 計	40,659
E 純 資 産 (C-D)	△ 9,514

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団ティース -
 所在地 広島市中区中町6番30号 .

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	9,479	I 流動負債	8,469
II 固定資産	21,665	II 固定負債	32,190
1 有形固定資産	4,726	負債合計	40,659
2 無形固定資産	76	純資産の部	
3 その他の資産	16,863	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 19,514
			0
		純資産合計	△ 9,514
資 産 合 計	31,145	負債・純資産合計	31,145

法人名 医療法人社団ティース
 所在地 広島市中区中町6番30号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	42,446
2 事業費用	41,602
本来業務事業利益	844
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	844
II 事業外収益	1,283
III 事業外費用	761
経常利益	1,366
IV 特別利益	429
V 特別損失	429
税引前当期純利益	1,366
法人税等	276
当期純利益	1,090

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人 社団 ティース
 所在地 広島市中区中町6番30号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 該当なし

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団ティース
理事長 岸 民祐 殿

私は、医療法人社団ティースの令和3年会計年度(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、当社団事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 8月25日

医療法人社団ティース
監事 [REDACTED]